

職 員 及 び 規 程

1. 所 在 地

防 災 研 究 所 京 都 市 左 京 区 吉 田 本 町
電 吉 田 ⑦4111 内 線 820
宇 治 川 水 理 実 験 所 京 都 市 伏 見 区 横 大 路 下 三 栖
電 伏 見 563

2. 職 員 (昭和34. 3. 1 現在) (同職中の氏名は就職順)

所 長	理 博	西 村 英 一
教 授	工 博	矢 野 勝 正
"	理 博	西 村 英 一
"	工 博	石 崎 雄 一
(併任)"	理 博	松 下 進 郎
"	工 博	石 原 藤 次
"	理 博	友 近 普 三
"	理 博	佐 々 憲 三
"	工 博	棚 橋 朔 郎
"	工 博	村 山 尾 義 一
"	理 博	速 水 頌 一
助 教 授	工 博	岩 垣 雄 一
"	"	足 立 昭 平
"	工 博	赤 井 浩 一
"	"	吉 川 宗 一
"	理 博	岸 本 兆 方
"	"	高 田 理 夫
(併任)"	理 博	小 沢 泉 夫
"	"	小 堀 鐸 二
"	工 博	若 園 吉 一
"	理 博	一 戸 時 雄
"	"	国 司 秀 明
(併任)"	非 常 勤 理 博	山 田 彦 児
"	" 工 博	畑 中 元 弘
"	" 工 博	石 原 安 雄
助 手	"	樋 口 明 生
"	"	大 川 淳 之 夫
"	"	吉 川 圭 三
"	"	伊 本 藤 一 朗
"	"	中 川 一 郎
"	"	角 屋 陸 郎
(併任)"	"	神 月 彰 男
"	"	大 塚 道 健
"	"	三 高 雲 三 次
事 務 官	"	川 勝 安 太 郎
"	"	

" 技 官 牧 北 義 彦
教 務 員 村 俊 泰 吉 雄
事 務 員 馬 泰 公 正 男
技 術 員 安 西 元 一
" 久 角 下 田 元 吉 一 弘
" 中 矢 津 村 木 島 昭 吉 造
" 津 小 柏 林 山 井 年 繁 雄
" 今 小 津 井 泉 繁 夫 子
" 勝 島 木 明 三 子
" 広 沢 寿 ま 栄

3. 協 議 員 教 授

松 下 進 郎
石 原 藤 次
友 近 重 憲
林 佐 々 憲
柳 橋 朔 郎
村 山 尾 義 一
横 速 水 頌 一
矢 野 村 勝 正
石 崎 雄 一

4. 規 程

京 都 大 学 防 災 研 究 所 協 議 員 会 規 程

(昭 和 26 年 11 月 8 日 制 定)
(昭 和 29 年 5 月 22 日 改 正)

- 第 一 条 防 災 研 究 所 の 重 要 事 項 を 審 議 す る た め 、 防 災 研 究 所 協 議 員 会 を 置 く 。
- 第 二 条 協 議 員 会 は 、 専 任 教 授 及 び 兼 任 教 授 で 組 織 す る 。
- 2 所 長 が 特 に 必 要 と 認 め た と き は 、 協 議 員 会 の 議 を 経 て 学 部 教 授 に 協 議 員 を 委 嘱 す る こ と が で き る 。
- 第 三 条 所 長 は 、 協 議 員 会 を 招 集 し 、 議 長 と な る 。
- 2 所 長 に 事 故 あ る と き は 、 年 長 の 協 議 員 が 代 理 す る 。
- 第 四 条 協 議 員 会 は 、 協 議 員 の 過 半 数 が 出 席 し な け れ ば 、 開 会 で き な い 。
- 第 五 条 議 事 の 方 法 は 、 協 議 員 会 で 定 め る 。
- 第 六 条 協 議 員 会 に 幹 事 を 置 き 、 事 務 官 中 よ り 所 長 が

命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

京都大学防災研究所委託研究規程

(昭和31年1月10日制定)

第一条 本所の研究に関係のある学理的問題の解明を委託しようとする者があるときは、その研究の委託に応ずることがある。

第二条 研究を委託しようとする者は、所長を経て、総長に願い出なければならない。

第三条 委託研究の願出を受諾するときは、所長は、その研究担当者、研究期間、研究費及び研究方法を定めて委託者に通知するものとする。

第四条 受託者は、受託研究に要する物件費、人件費その他の経費を指定の期間内に前納しなければなら

ない。但し、特別の事情があると認めるときは、分納を許可すことがある。

2 指定の期間内に研究費を納付しないときは、研究受託は、取り消すものとする。

第五条 一旦納付した研究費は、返還しない

2 天災その他不可抗力の理由により研究を完遂し得ないときは、研究費の一部又は全部を返還することがある。

第六条 委託事項の研究が終了したときは、所長は、研究成績を委託者に通知すると共に研究担当者の名を以て公表することができる。

第七条 この規程施行に関する細則は、総長の認可を得て所長が定める。